

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

(1) 別表「1 区民関係」の部

社会福祉法の規定を踏まえ、社会福祉法人が不動産の利益相反取引を行い、当該不動産を登記申請する際に必要となる証明書の交付事務について、所要の改正をする。

(2) 別表「2 保健衛生・環境関係」の部

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（令和7年5月21日公布、令和8年5月1日一部施行）により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする。

(3) 別表「3 建築・都市計画・土木関係」の部

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正（令和7年5月30日公布、令和8年4月1日一部施行）に伴い、所要の規定整備をする。

2 改正内容

(1) 別表「1 区民関係」の部

社会福祉法人に係る理事証明書交付手数料に係る事務の名称から「理事長の職務代理に係る」を削り、「社会福祉法人の理事に関する証明書の交付」に改正する。

(2) 別表「2 保健衛生・環境関係」の部

引用条文の移動

ア 63の項 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料

イ 75の項 薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料

(3) 別表「3 建築・都市計画・土木関係」の部

79の項中の引用する法律名及び引用条文を改め、現行の容積率の特例に加え、要除却等認定マンションの建替え・更新をする場合、高さ制限の特例を追加する。

3 施行期日

2(1)については公布の日、2(3)については令和8年4月1日、2(2)については同年5月1日